

ケアプラン いのり 運営規程（居宅介護支援）

（事業の目的）

第1条 この規程は株式会社 HOPE が開設するケアプラン いのり（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、その事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービスに不当に偏る事のないように公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプラン いのり
- (2) 所在地 東京都世田谷区南烏山6丁目13-13 富岡コーポ C-109

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名（他施設兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで、但し国民の祝日、12月30日から1月3日まで除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するように、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

その場合の課題分析票は、世田谷方式、または居宅サービス計画ガイドライン方式を使用するものとする。

- (2) 介護支援専門員、居宅サービス計画を作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」）とするとともに、少なくとも1カ月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、少なくとも1カ月に1回モニタリングの結果を記録する。
- (3) 介護支援専門員は必要に応じサービス担当者会議を当該事業所で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

世田谷区：(全域)

杉並区：久我山1～5丁目・松庵1丁目・宮前1、4、5丁目・高井戸西1～3丁目・高井戸東1～3丁目・上高井戸1～3丁目・浜田山1～3丁目・下高井戸4、5丁目

三鷹市：新川1～6丁目・北野1～4丁目・中原1～4丁目・牟礼1.2丁目・井の頭1.2丁目

調布市：緑ヶ丘1～2丁目・仙川町1～3丁目・若葉町1～3丁目・入間町1～3丁目・東つつじが丘1～3丁目・西つつじが丘1～4丁目

狛江市：全域

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 (事業所は、指定した指定居宅介護支援又は自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3) 事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関し、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(4) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) 措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
また研修受講後は記録を作成し、研修機関が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 1 カ月以内 |
| (2) 虐待防止に関する研修 | 年 1 回 |
| (3) 権利擁護に関する研修 | 年 1 回 |
| (4) 認知症ケアに関する研修 | 年 1 回 |
| (5) 介護予防に関する研修 | 年 1 回 |
| (6) 感染症に関する研修 | 年 1 回 |

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないように、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低 5 年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 HOPE と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び、訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

ケアプラン いのり 運営規程 別紙料金表

【利用料金】

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、ご利用者様の自己負担はございません。ただし、ご利用者様のご負担の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事ができない場合は、下記サービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村に提出しますと、所定額の払い戻しを受ける事ができます。

居宅介護支援費

		(単位数)	利用料
居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ)	要介護 1.2	1086	月 12,380円
(取扱件数45件未満)	要介護 3.4.5	1411	月 16,085円
居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ)	要介護 1.2	544	月 6,201円
(取扱件数45件以上60件未満。40件以上60件未満のみ適用)	要介護 3.4.5	704	月 8,025円
居宅介護支援費Ⅰ(ⅲ)	要介護 1.2	326	月 3,716円
(取扱件数60件以上。60件以上の部分のみ適用)	要介護 3.4.5	422	月 4,810円

※上記介護報酬額は法で定められた介護報酬単位に地域単価1級地(11.40円)を乗じて算出していますので、端数により合計金額に差異が生じる場合があります事をご了承下さい

【加算料金一覧表】

初回加算	300単位／月	月 3,420円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位／月	月 2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位／月	月 2,280円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位／月	月 5,130円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位／月	月 6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位／月	月 6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位／月	月 8,550円
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位／月	月 10,260円
通院時情報連携加算	50単位／月	月 570円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／月	月 2,280円
ターミナルマネジメント加算	400単位／月	月 4,560円